

(仮称)市民交流プラザ整備基本計画策定及び基本設計業務委託  
プロポーザル実施要領

## 1 趣旨・目的

本市では、令和2年6月に策定した「庁舎整備基本構想(改訂版)」及び「庁舎整備基本計画(改訂版)」に基づき、令和8年度からの市庁舎供用開始に向け、現在、整備事業を進めているところである。市庁舎は、木更津駅周辺庁舎及び朝日庁舎周辺庁舎に分庁し、両庁舎の機能の1つとして、市民協働を推進するスペースを設置することとしており、木更津駅周辺庁舎については、この市民協働スペースに加えて、市民交流スペース等を複合化し、中心市街地の活性化のために、より市民が憩い集えるような場所を提供することとしている。

このことから、木更津駅周辺庁舎に附帯する公の施設として、複合施設「(仮称)市民交流プラザ」の整備にあたり、市民ニーズ等を把握するための市場調査やそれを踏まえたコンセプト及び施設計画の策定等、施設整備の基本となる計画を策定し、あわせて、基本計画に基づいた整備に向けた基本設計を行うこととする。

そこで、価格のみでなく、専門的な知識や高度な技術と発想力をもって、魅力的な提案を受けるために、公募型プロポーザル方式により、本業務の受託候補者を選定しようとするものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 (仮称)市民交流プラザ整備基本計画策定及び基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙「(仮称)市民交流プラザ整備基本計画策定及び基本設計業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 予算上限額 15,000,000円(税込)  
※予定価格を示すものではない。

## 3 契約の方法

参加資格があると認められた者から提出された提案書類及びプレゼンテーションの内容について、本市関係者で構成する(仮称)市民交流プラザ整備基本計画策定及び基本設計業務受託候補者選定審査会(以下、「審査会」という。)で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登録された者または入札参加資格と同等の要件を有していると認められる者
- (2) 受託者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指定停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指定停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4項の指定のほか、次の事項に該当しない者
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定

- する前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
- ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に類似施設(市民活動関係、賑わい創出、交流拠点等)の計画策定及び設計業務の実績がある者
- (5) 建築基準法の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っている者
- (6) 共同事業体を構成して参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たしている者
- ① 構成員数が2者であること。
  - ② 構成員のうちから、代表構成員が選定されていること。
  - ③ 全ての構成員が、上記(1)から(3)の要件を満たしていること。
  - ④ いずれかの構成員が、上記(4)及び(5)の要件を満たしていること。

## 5 契約締結までのスケジュール

項目	スケジュール
(1) 実施要領等配布開始	令和4年 9月27日(火)
(2) 質問受付期限	令和4年10月 3日(月)午前12時00分まで
(3) 質問回答期限	令和4年10月 4日(火)
(4) 参加意向申出書提出期限	令和4年10月 7日(金)午後5時00分まで
(5) 提案資格確認結果通知	令和4年10月13日(木)
(6) 提案書類提出期限	令和4年10月20日(木)午後5時00分まで
(7) 審査会	令和4年10月25日(火)
(8) 審査結果通知	令和4年10月下旬(予定)
(9) 契約	令和4年11月上旬(予定)

※各日程は事務の都合により変更する場合がある。

## 6 参加意向申出書

参加意向のある者は、以下のとおり、提出書類を提出すること。

### (1) 受付期間

令和4年9月27日(火)から令和4年10月7日(金)まで  
午前8時30分から午後5時00分まで(土日祝日は除く。)

### (2) 提出方法

所管課へ持参または郵送する。

※ 郵送により提出する場合は、令和4年10月7日(金)までの消印があるものとし、事前に所管課あて、電話により連絡すること。

### (3) 提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書(第1号様式)
- ② 業務実績(第2号様式)
- ③ 会社概要(任意様式、パンフレットでも可)
- ④ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- ⑤ 法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 財務諸表(直近3年分)
- ⑧ 国税に未納がないことを証する書類
  - ・ 納税証明書(その3の3)
- ⑨ 県税(千葉県)に未納がないことを証する書類(千葉県内に事業所等がある場合)
  - ・ 納税証明書(その2)
- ⑩ 市税(木更津市)に未納がないことを証する書類(木更津市内に事業所等がある場合)
  - ・ 市税完納証明書
- ⑪ 共同事業体構成団体(共同事業体を構成して参加する場合)(第3号様式)
- ⑫ 共同事業体協定書(共同事業体を構成して参加する場合)(第4号様式)

### (4) 作成及び提出上の留意事項

- ① 木更津市入札参加資格者名簿に登録されている場合は、上記提出書類⑤～⑩の提出を省略できる(共同事業体を構成して参加する場合は、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている構成員のみ省略可)。
- ② 共同事業体を構成して参加する場合は、上記提出書類①及び②の「住所」、「氏名」欄に「共同事業体名」、「代表構成員(住所、氏名)」を記載する。
- ③ 紙媒体で1部(正本1部)提出する。
- ④ 提出書類⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩は、提出日から3か月以内に発行されたものであること。
- ⑤ A4、縦版、左綴りで印刷し、インデックスを付し、簡易製本する。
- ⑥ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑦ 提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- ⑧ 提出書類の返還は行わない。
- ⑨ 提出書類の内容について、本市からの問い合わせに対応する。

## 7 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和4年9月27日(火)から令和4年10月3日(月)午前12時00分まで

### (2) 質問方法

所管課へ電子メールにより、質問書(任意様式)を送付するとともに、提出したことを電話により連絡すること。

### (3) 回答方法

令和4年10月4日(火)までに、全ての質問及びそれに対する回答を一括して、木更津市

公式ホームページ内に掲載する。

## 8 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書の内容について、「4 参加資格」により、提案資格を満たしているか確認し、令和4年10月13日(木)までに、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

## 9 提案方法

提案者は、以下のとおり、提出書類を提出すること。

### (1) 受付期間

令和4年10月13日(木)から令和4年10月20日(木)  
午前8時30分から午後5時00分まで(土日祝日は除く。)

### (2) 提出方法

所管課へ持参または郵送する。

※ 郵送により提出する場合は、令和4年10月20日(木)までの消印があるものとし、事前に所管課あて、電話により連絡すること。

### (3) 提出書類

- ① 提案書(表紙)(第5号様式)
- ② 提案書(提案内容)(任意様式)
- ③ 業務工程表(任意様式)
- ④ 業務実施体制(第6号様式)
- ⑤ 業務実績(第2号様式)
- ⑥ 配置予定者の経歴調書(第7号様式)
- ⑦ 見積書(任意様式)

### (4) プレゼンテーション用電子データ

審査会において、電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合は、所管課へ電子メールにより送付するとともに、提出したことを電話により連絡すること。

- ① Microsoft Office PowerPoint 2019 のソフトに対応できるものとする。
- ② 内容は、提出書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。

### (4) 作成及び提出上の留意事項

- ① 提案書(提案内容)は、本要領及び仕様書の内容を踏まえ、評価基準に沿った、可能な限り具体的に作成する。
- ② 見積書には、合計金額のほか、積算内訳も記載する。
- ③ 共同事業体を構成して参加する場合は、各提出書類の「住所」、「氏名」欄に「共同事業体名」、「代表構成員(住所、氏名)」を記載する。
- ④ 1提案者につき1つの提案に限る。
- ⑤ 紙媒体で8部(正本1部、副本7部)提出する。

- ⑥ A4(必要に応じてA3でも可)、縦版、左綴りで両面印刷し、ページ番号、インデックスを付し、簡易製本する。
- ⑦ 専門用語を使用する際は、注釈をつける。
- ⑧ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑨ 提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- ⑩ 提出書類の返還は行わない。
- ⑪ 提出書類の内容について、本市からの問い合わせに対応する。

## 10 プレゼンテーション

提案者は、審査会において、提出書類に基づき、プレゼンテーションを行う。

### (1) 開催日時及び会場

- ① 開催日 令和4年10月25日(火)  
※ 時間は、後日、電子メールにより通知する。

### ② 会場

審査会：木更津市市役所 朝日庁舎 会議室B  
控室：木更津市市役所 朝日庁舎 多目的室B

### (2) プレゼンテーションの時間

- 1事業者30分程度  
※ プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内

### (3) 入場者

プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とし、うち1人は、受託した場合の管理技術者とする。

### (4) プレゼンテーションの順番

提出書類の受理順とする。順番は、選定審査会の開始時間等とあわせて通知する。

### (5) その他

プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意する。

## 11 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

受託候補者を、厳正かつ公正に選定するため、(仮称)市民交流プラザ整備基本計画策定及び基本設計業務受託候補者選定審査会を設置する。

審査会では、審査会委員が、提出書類及びプレゼンテーションの内容について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 評価基準の採点基準」に基づき採点を行う。

採点の結果、合計点が、最低基準点(評価項目の合計点×審査会出席委員の人数×0.6)以上かつ最も高い提案者を受託候補者とし、合計点が最低基準点かつ2番目に高い提案者を準受託候補者とする。なお、複数提案者が同点となった場合は、「(2) 評価基準」の評価分類のうち「提案内容」の合計点が最も高い提案者を受託候補者とし、さらに同点の場合は、評価分類のうち「業務理解」、「業務実施体制」、「業務実績」、「価格点」の順で各々の合計点が高い提案

者を受託候補者として決定する。

なお、提案者が1者のみの場合においても、合計点が最低基準点以上であり、出席委員の協議により、委員長が受託するに足ると判断した場合は、受託候補者として決定する。

(2) 評価基準

評価分類	評価項目	配点
業務理解	本業務の趣旨、内容を理解しているか。	10
	本市の特性や現状等を理解しているか。	10
業務実績	同種業務の実績があり、必要な経験や知識を有しているか。	10
業務実施体制	本市との協議や問い合わせに、的確かつ迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる適切な人員が配置されているか。	10
提案内容	本市の特性や現状等を踏まえた実施方針が示されているか。	10
	効率的な業務スケジュールが計画されているか。	10
	市民や利用者の意向把握に関する調査を行う手法等が効果的であるか。	10
	提案内容の実現性が高く、効果的なものであるか。	10
	提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれているか。	10
価格点	計算による(提案者のうち最も低い見積額÷当該提案者の見積額×配点(10)、小数点以下切捨て)。	10
合計		100

(3) 採点基準

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

12 審査結果

審査結果については、参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立てには一切応じない。

また、受託候補者名及び総合計得点を木更津市公式ホームページ内に公表する。

### 13 失格要件

以下のいずれに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類等の必要書類を期日までに提出しない場合
- (2) 提案資格確認結果通知後において「4 参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が当該予算額を越えている場合
- (5) 審査会(プレゼンテーション審査)に欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 審査会委員に不当な働きかけをした場合
- (8) その他、本要領の内容に違反する場合

### 14 契約の締結

#### (1) 契約

提案内容に基づき、契約書及び仕様書の内容を本市と受託候補者との間で協議により決定した上で、再度見積書(提出書類の見積書とは別)を徴し、予定価格の範囲内であった場合には、随意契約により契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わなかった場合または契約が不調となった場合は、準受託候補者と協議及び契約を行う。

#### (2) 再委託

受託者は、本業務の全ての第三者に再委託してはならない。ただし、一部の履行を第三者に委託する場合は、再委託先の事業者情報、再委託する業務の内容及びその他本市が必要とする情報を記載した書面をあらかじめ本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

### 15 その他

- (1) 提案者が全くなかった場合を除き、本プロポーザルは実施する。
- (2) 本プロポーザルの参加に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、審査または説明を目的に、その写しを作成し、使用することができる。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出する。
- (5) 提案資格確認通知後、提出期限までに必要書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期または中止することがある。
- (8) 提出書類や選定結果は、第三者から開示請求があった場合、木更津市情報公開条例第7条の規定に該当する場合を除き、原則開示の対象となる。

### 16 様式

- (1) 第1号様式 プロポーザル参加意向申出書
- (2) 第2号様式 業務実績

- (3) 第3号様式 共同事業体構成団体
- (4) 第4号様式 共同事業体協定書
- (5) 第5号様式 提案書(表紙)
- (6) 第6号様式 業務実施体制
- (7) 第7号様式 配置予定者の経歴調書

## 17 交付資料

交付資料として以下の資料を公表する。ただし、(3)については、提案資格があると認められた者のみに交付することとし、提案資格確認結果通知書とあわせて、参加者に交付する。

- (1) 庁舎整備基本構想(改訂版)
- (2) 庁舎整備基本計画(改訂版)
- (3) 市民交流スペースのあり方に関する提言  
(提言者：一般社団法人まちづくり木更津、資料：中活コーディネーター業務報告書)

## 18 所管課

木更津市市民部市民活動支援課

〒292-8501

木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎

電話：0438-23-8610

Mail：seikatsu@city.kisarazu.lg.jp